

## 岐阜県環境影響評価審査会委員会A 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成30年12月19日（水） 午後2時00分～午後3時30分
- 2 場 所：岐阜県水産会館2階 中会議室
- 3 議 題：500kV 恵那分岐線（仮称）新設に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席者：北田委員、廣岡委員、神谷委員、木村委員、鹿野委員、淺野委員、窪田委員、高田委員、小椋委員、安藤委員、上野委員、高木委員、山口委員、津川委員  
関係市担当者7名、県関係課等担当者2名、事務局5名、傍聴者5名
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価準備書の概要及び手続きについて事務局から説明  
住民等意見及び委員等の意見に対する見解について事業者から説明後、質疑応答を実施

### <住民等意見に対する事業者の見解>

#### 【事業者】

見解書はすでに公表されているものではありませんが、改めて御説明させていただきます。事業計画に対する御意見をNo.1からNo.3までの3ついただいております。No.1の御意見です。13,800m<sup>2</sup>の伐採を行う計画であるが、伐採に使用する機材、方法等の記載がない。機材、方法によっては環境に負荷を与える可能性があるため記載すべきである。準備書の冒頭に主要な工事用機械を記載しておりますが、こちらに対する御意見です。当社の見解としまして、一般的なチェーンソーを用いた伐採を実施します。工事計画については工事の主要な内容について記載し、主要な工事用機械としては規模の大きい主要な工事用機械を記載しており、細かな作業の内容や小規模な工事用機器は記載しておりませんとさせていただきました。次にNo.2の御意見です。上記伐採に際して、チェーンソーあるいは類似の機材を用いて伐採すると思うが、チェーンソーであればチェーンソーオイル、エンジン潤滑油ではなく、が対象区域と周辺区域に飛散する。環境への負荷を減少するためにチェーンソーオイルは植物性、生分解性のオイルを使用すべきであるという御意見です。見解としまして、環境負荷の低いチェーンソーオイルの使用を検討します。続いてNo.3の御意見です。送電線の地中化に逆行する計画。岐阜県においては、大きな災害を想定し、新しい法律に基づいて送電線の地中化を5,000kmにわたって進めようとしている。近い将来、電線は生活景観から消える時代を迎えている。大量の電流ほど災害には危険であり、50万Vも率先して再検討すべきであるという御意見です。見解としまして、地中線は、架空線と比較し事故の復旧に時間を要し、長いときには数か月近くかかるということも想定されるため、中央新幹線の専用供給線である当該送電線については架空線としています。また、岐阜県の地中化計画については、送電線ではなく配電線に関する計画、電柱に関する計画であります。主に市街地や観光地等の配電線が主な対象ですので、今回の送電線の話とは異なる計画であると認識しております。

続いて、準備書の概況調査に対する御意見をNo.4からNo.5までの2ついただいております。No.4の御意見です。防災に関する記述がないのは何故か。安全であることが証明されていない。やり直すべきである。急傾斜地崩壊危険区域が存在する。土砂災害警戒区域がある言っているが、恵那文化センターにおいてこの点について質問をしたところ、現場から離れているため問題がないという回答であった。これがアセスメントの回答であったとしたら推測で物を言っているに過ぎない。昨今の異常気象などを想定し、最悪の災害時について考えられる防災措置ができていないか調査して頂きたい。最新の知見に基づいてみると現場から離れているため問題がないのかあいまいである。なぜ安全なのか証明されていない。推測でなく、調査はしたのかどうか。準備書全文を見ても書いていないということは、危険区域でありながら、調査をしなかったということになる。なぜ安全なのか、どのくらいの程度安全なのか実際の調査結果を示されたい。なければやり直して頂きたいという御意見です。見解としまして、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警

戒区域から事業実施区域が十分離れていることを確認しております。こちらは、準備書の第三章の文献調査で図を掲載しております。環境項目選定・非選定理由において、対象事業実施区域については、急傾斜地崩壊危険区域が存在しないため、地盤に係る環境影響要因は存在しない。従って、調査を行う環境項目として選定しないとしておりますとさせていただきます。次にNo.5の御意見です。対象事業実施区域は保安林にかかるので、まず現在の保安林の機能を把握して工事中、工事後に保安林の機能が低下しないよう十分な対策を講じるべきであるという御意見です。見解としまして、対象事業実施区域内の保安林については、土砂流出防備保安林です。保安林内の工事にあたっては、法令に従って必要な手続きを行うとともに、諸官庁の指示に従い適切に対応しますとさせていただきます。

続いて、調査等の項目に対する御意見をNo.6からNo.9までの4ついただいております。全て電磁波に対する御意見と考えております。見解は一つにまとめております。No.6の御意見です。なぜ住民の健康問題を除外するのか。環境法第1条、電気事業法39条の趣旨、規定に反する。私は、アセス開始時の説明会で自然環境の予測調査について実施するならば、動植物はもちろん人間の健康についても調査すべきであると主張したが、対象外という説明であった。しかし、環境法第1条の目的によれば、環境影響評価はその事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするとあり、みなさんの認識とはかなり異なるように思える。特に電磁波については無視しているが正当か。追加して電磁波の影響を調査すべきである。WHOは予防原則を適応することを求めている。0.3から0.4マイクロスタで小児白血病発病率が上昇することをみとめ、業界、自治体、住民の話し合いを求めているが、三社の話し合いは実施したのか。電気事業法は事業用電気工作物は人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすることとしているが、50万V送電線及び鉄塔の建設はこの条文に反しているのではないか。及ぼさないどう証明するのか。次にNo.7の御意見です。電磁波を調査しないのは不誠実、疑問に答えていない。電磁波の被害について要約書では回答があいまいかつ不誠実である。恵那市長、岐阜県知事がそろって、電磁波の影響について数値をふくめて住民の不安に丁寧に説明するようにとの調査を求めたのに対し、中部電力は国際期間や国の基準がこういっているというだけであり、公表され済みの数値をもって今回なんの調査も行っていないことが明確になった。これでは知事や市長要求をこげにしていると同じであり、準備書としても極めて不十分である。殿様商売と言っても過言ではない。机上の計算だけで安全ですということが中電としての丁寧な説明なのか。はっきりして頂きたい。そのうえ、これらの国際機関の疫学調査は、その多くが0.4や0.2マイクロスタ程度の調査結果であり、日本の文部省が行った大規模調査もその微量な疫学調査であった。それですら白血病などの多発傾向を結論づけているのに対して、要約書で示した実際の強度は、その十倍以上ある。また目の前の武並地域には現に50万Vが通っているながら、なぜその下で実測しないのか奇怪である。最大の電流が流れている場合に、日時を明確にして実測によって検証すべきである。なお国際機関の調査も、200 $\mu$ Tはもとより100 $\mu$ Tで行われたものはない。いかにも国際機関といっても兜調査を覆す疫学調査は日本を含めて存在しない。県知事も恵那市長も丁寧な説明、住民の不安を解決するよう求めているのですが、一年かけてこの結果ではとてもまじめにやっているとは思えない。比較した調査結果を公表すべきである。次にNo.8の御意見です。環境影響評価準備書を見ました。電磁波の影響について、106から107頁に述べられているが、もっと詳細な説明が必要と考えます。植物、動物などの調査はかなり詳細に行われているが、人体に影響ある電磁波については地域的に多くの送電線があり、それらの観測データを示すべきと考えます。また、2000 $\mu$ T以下では安全という基準についても、世界の各種報告をもとに見直す必要はないのですか。2000 $\mu$ Tですが、200 $\mu$ Tの誤記かと思われませんが、意見の内容そのまま転記させて頂いております。No.9の御意見です。リニアのお話その計画が始まる前にすべてをお話して下さるような市長様の礼儀正しい心にひびく御挨拶が市民の皆様

ありましたでしょうか。そして人々はすべての事に対して共感してくれましたか。賢明な思考よりも慎重な行動が必要です。また、感動を与えられましたか。理解してくれましたか。悩ませる様な事柄はありませんでしたか。生命については皆様安心して下さいましたか。これらの事柄がうまく理解できているのならリニアについての反対はまったく無いはずです。送電線の真下においての電磁波公害のつらい話や健康を失ってしまうような心配は誰だって反対です。生命があれば希望がある。ここに来て市民の反対があります事が本当の大きな失敗です。私たちの税金をリニアにあてて私たちの命を守ってくれた病院をなくして何がリニアでしょうか。私たちの幸せを壊すような事はリニア関係の方々皆様やらないで下さい。人間なら人なら慎重な行動をとって下さい。皆生きているのです。生きているから良い事、悪い事がはっきり言えるのです。No.6 からNo.9 のご意見に対する見解としまして、電磁界の居住環境における長期間のばく露と健康被害について、世界保健機関は因果関係とみなせるほど強くないと結論づけています。こちらは、WHOファクトシートNo.322、電磁界と公衆衛生、超低周波の電界及び磁界への曝露を参考資料としております。また、電力設備からの磁界の強さは法令で $200\mu\text{T}$ 以下と定められており、この規制値以下とします。以上のことから、電磁界については環境影響評価の調査項目としておりません。また、愛岐幹線No.93～No.1 間において、設備上の最大容量で法令に定める $200\mu\text{T}$ よりも十分低い値であることを計算にて確認しております。こちらは準備書107頁に記載しております。過去に既設愛岐幹線No.93の鉄塔真下と送電線下にて、電流値が大きくなる7月の昼間に測定しており、測定値はそれぞれ $0.17\mu\text{T}$ 、 $0.1\mu\text{T}$ となっております。計算値は設備上の最大容量における値であるため、実測値はそれよりも低い値になります。住民の皆様への電磁界に対する不安の声については、引き続き丁寧な説明を行いご理解いただけるよう努めていきたいと考えておりますとさせていただきます。

続いて、No.10 景観に対する御意見をいただいております。景観への影響は大きくないというのは主観的評価である。その基準を示せ。要約書によれば、計画地域には4本の鉄塔があり、そこに2本の新たな鉄塔が建てられる写真が掲載されている。こちらは、藤多目的研修センター前のモニター写真に対するものです。計6本になるが、評価として影響は大きくないということである。この地域にはその他一般の既設の電柱が乱立しているように見えるが、この風景、この景観は24時間365日この地域で暮らす人々にとって影響は大きくないということがどうしていえるのか。その指標となる基準は何か。要約書で使われている影響は小さいと影響は大きくないはどう違うのか、会社としての、景観に対する認識を明確にしていきたい。50万Vの延長線上にある15万4千V鉄塔などは、全く鉄塔がない山里地域に鉄塔を建てた場合も同じ認識で対応しているのかという御意見です。見解としまして、電線路の存在が景観に与える影響については、不特定多数の人々が利用する主要な眺望点において、事業により新設される構造物等の見かけ上の大きさを見込角として把握し、その大きさを比較に用いることで影響の程度を客観的に予測・評価しています。さらに本事業では、景観の予測評価にあたり、鉄塔が増えるものの、改変面積を小さくする、コンパクトな形状を採用する、航空法に基づく赤白塗装を回避する、空背景に溶け込みやすいように亜鉛メッキ色を採用するなどの保全対策を講じることで影響を低減できると考えておりますとさせていただきます。

続いて、No.11 騒音、振動に対する御意見をいただいております。工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果で工事による寄与分は昼間①地点2dB、②地点9dBで環境基準内とされているが、②地点は環境基準5dBに対し54dBという予測である。車両速度や積荷条件によって環境基準を超える事態も想定される。工事期間中は適時騒音の測定を行い、環境保全対策を遵守するよう対応すべきである。見解としまして、今回の予測結果については、500kV恵那分岐線および変電所と関連する154kV送電線事業の工事が同時に稼働する際の予測評価となっております。それぞれ各月の通行車両のピーク日が同時に重なった場合の最悪時で予測しております。交通法規や制限速度の遵守、乗合の徹底や工事工程の調整によるピークの重複を回避し、車両台数

の低減などの保全対策を実施することにより、工事の寄与分が予測を超えることはないと評価しておりますので、これらの保全対策が確実に実施されるよう工事関係者に周知徹底します。事後調査については、岐阜県環境影響評価技術指針の第四事後調査において、予測の不確実性が大きい場合または効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講じる場合において、工事中及び供用後の環境の状況を把握することを目的とするとされております。騒音・振動調査については、上記項目に該当しないことから、事後調査は実施しないこととしております。

続いて、動物、植物に対する御意見を No. 12 から No. 14 までの 3 ついただいております。工事に伴い伐採した仮設工事敷地は、工事完了後に元の地形に復旧し天然更新により再生を図る。保安林内に入る仮設工事敷地は、植栽が必要となった場合は伐採前に生育していた樹種を基本として植樹するとされている。その対策を講じるのは当然であるが、問題は元の地形に復旧し天然更新による再生、植樹が定着するか否である。復旧、定着が確認されるまで管理する体制をとるべきであるという御意見です。見解としまして、植生回復については、行政と協議の上、森林法等関係法令を遵守しながら適切に対応しますとさせていただきます。伐採前に伐採届を提出しまして、事後の管理につきましても法令に基づき、関係行政と協議の上、実施していきたいと考えております。次に No. 13 の御意見です。搬入道路等の排水については必要に応じではなく必ず側溝や横断孔などの浸蝕防止対策を講じるべきである。恵那市に於いて最近の台風、豪雨等で道路が浸食された例は多いという御意見です。見解としまして、必要に応じというのは、現地の状況に合わせて側溝や横断溝などを必要な場所に必要な対策を適切に施工するという意味です。浸食防止対策については、法令に従い、諸官庁の指導のもと適切に実施しますとさせていただきます。次に No. 14 の御意見です。オオタカの行動圏内総メッシュ数 298、高利用域メッシュ数 93 に対して改変区域内メッシュ数は 1 でそれぞれ 0.34%、1.07% で影響は極めて小さいとしているが、オオタカが改変区か否かを明確に区別して利用するのではない。1.07% の影響域があればその周辺の区域もオオタカにとっては環境が変化した区域となる。工事に際して、より一層の注意を払うべきであるという御意見です。見解としまして、オオタカの予測評価にあたっては、環境省の猛禽類保護の進め方に準拠した行動圏解析に基づいて予測評価を行っております。工事の実施にあたっては、準備書に記載の通り、改変面積を計画面積以下とする、鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、仮設備の切り盛土は計画土量以下とし、工事完了後に原形復旧する、工事にあたっては、国土交通省の指定する低騒音型、低振動型建設機械を使用する、工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わないなどの保全対策を確実に実施し、影響の低減に努めますとさせていただきます。

続いて、No. 15 事後調査に対する御意見をいただいております。事後調査はなぜ実施しないのか、要約書では意味不明である。どこに該当しないのかわからない。実施しなくてもよいという理由を説明されたいという御意見です。見解としまして、事業の影響を低減する保全対策をおこなう際に効果の不確実性がある場合や知見が不十分な保全対策を行う場合は事後調査を行うことになっておりますが、今回についてはこれに該当しないことから事後調査を実施しないこととしております。事業を進めていくなかで事前に予測しえなかった事象が発見された場合は追加の調査を行うなど適切に対応しますとさせていただきます。

続いて、その他についての御意見を No. 16 から No. 17 までの 2 ついただいております。No. 16 の御意見です。送電新会社との関係が不明、建設後の責任はどうするのか。事後調査が必要である。50万Vの送電線と100mを超える鉄塔の今後の管理が不明確である。すでに全国の電力会社では、各社を横断して送電線部門の新会社をつくり、発電と送電の分離進められている。この50万V超高压送電線は建設後まもなく同じ扱いになるのか。それとも中電が管理運営するのか。建設するだけ建設しておいて、後は別会社に移ってしまいました、面倒なことはわたくし共では知りませんということでもいいのか。事後調査を行わず、このアセスの結果については誰が責任を持つのですか。法律によって決められているのは、追跡、事後、建設後の調査である。事後につ

いて、アセスと実際が違った場合の回復の責任はどこになるのか説明して頂きたいという御意見です。当社見解としまして、2020年4月に送電部門が分社化されますが、中部電力から一切関係なくなるということではなく、引き続き分社化される中部電力の送配電部門が今回の設備を責任を持って管理していきます。次にNo.17の御意見です。リニア関連の説明会においては、JR東海リニア開発代表者、中津川市長の出席で説明会開催をお願いします。それぞれの角度から住民は問いかけます。中部電力さんだけで、解決する問題では無いと思いますので宜しくをお願いしますという御意見です。見解としまして、中津川市内の送電線事業を進めるにあたっては、行政や地域の皆様と協議しながら適切に進めてまいりますとさせていただきます。

<委員の追加意見に対する事業者の見解>

**【事業者】**

1回目の審査会後に委員の方々より追加意見をいただいたものです。準備書34頁に対する御意見です。Gks 久須見花崗閃緑岩とする、摺古木花崗岩は削除するという御意見です。当意見に対する見解とし、準備書32頁②地質の状況についての3行目の記載を、「久須見花崗閃緑岩・摺古木花崗岩が主に分布しから久須見花崗閃緑岩が主に分布し」に修正します。準備書34頁については、図3.1-7 地質図凡例の記載について、Gks:久須見花崗閃緑岩・摺古木花崗岩をGks:久須見花崗閃緑岩に修正し、凡例へ、「周縁部では花崗閃緑斑岩が分布しており、愛岐幹線新No.93 鉄塔の地質は花崗閃緑斑岩となる」と追記しますとさせていただきます。

続いて、前回委員会資料3-1の御意見です。花崗閃緑斑岩とする。花崗岩は使用しない。見解としまして、前回委員会資料3-1の花崗岩を花崗閃緑斑岩に修正しますとさせていただきます。

続いて、前回委員会資料3-1添付書類(1)の御意見です。花崗閃緑斑岩とする。全体を見ると花崗閃緑岩だが、周辺部は花崗閃緑斑岩に変化する。見学地は花崗閃緑斑岩が分布。全体の端の部分に相当し、分布は狭いという御意見です。見解として、前回委員会資料3-1添付書類(1)の記載について、花崗閃緑岩を花崗閃緑斑岩に修正しますとさせていただきます。

続いての御意見です。対象事業実施区域および関係地域でカモシカの生息が確認されている。本種はなわばりを形成して生息する。工事により当該個体が生息地を放棄させることがないように留意されたい。特に工事関係者に対して、本種の生態や影響回避に関する情報の周知徹底が重要という御意見です。見解としまして、以下に示す保全対策を実施することにより、カモシカが生息地を放棄することないように留意いたします。土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、恵那変電所の敷地を活用することにより、改変面積を計画面積以下とする計画とします。工事関係者の工事区域外への不要な立入を行わない計画とします。工事関係者の通勤は、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する計画とします。工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化し、ピーク時の重機稼働を3台程度に低減する計画とします。ロードキル防止のため、林道は車両運行速度20km/h以下を厳守する計画とします。また基本的には早朝、夜間には運行しない計画とします。これらの環境保全対策を工事関係者に周知徹底するとともに有識者による環境教育を実施する計画としますとさせていただきます。

続いての御意見です。鳥類の人工物への衝突としては、ビル等の窓ガラスや自動車、鉄道のほか電線も要因となっている。評価対象外ではあるが、既設の愛岐幹線や新設が予定されている中央新幹線車両基地や変電所までの鉄塔や電線の高さや数は、鳥類、特に貴重種の活動に何らかの影響を与える可能性が否定できない。逆に、同規模の既設の施設が猛禽類の行動に大きな影響を与えていない事が推察されれば、本事業による影響は小さいという予測の根拠にもなりうる。よって、既設および新たに建設が予定されている関連施設と本事業とが鳥類に及ぼす総合的な影響を考慮して本事業への環境影響の評価を考えるべきであると考え。このためには、事業関連地域内にある愛岐幹線の鉄塔や電線の位置・高さ・数および新設が予定されている中央新幹線車両基地や変電所までの鉄塔や電線の高さや数、あくまでもおおまかな予定で良い、の情報、図面

を次回の審査会時には提示いただきたいという御意見です。見解をご説明する前にまず添付資料をご覧ください。恵那分岐線の対象事業実施区域とすでに建設されている送電線、また関連事業の154kVの送電線の位置を示したものです。白抜きの丸が鉄塔の位置、赤線が送電線の位置を示したものです。一番細い赤線が77kV、次に細い赤線が154kV、太い赤線が500kV送電線であり、様々な規模の送電線が関係地域内外に散在しています。また、点線のところは、今後新設予定の154kV送電線の大まかなルートとなっています。さらに次のページを見ていただくと、関係地域内の鉄塔の基数と高さを示しております。既設の鉄塔は、77kVから500kVまでの送電線が4線路、合計57基建設されております。高さは、30mから100mとなっております。今回新設する500kV恵那分岐線については2基、高さは93.5mから125mを計画しております。また、点線で示しました条例対象外の145kV東海鉄道新中津川線は7基、高さは50mから80m程度の予定としております。以上を踏まえまして、見解については、2期の調査にて、鉄塔の規模や高さに関わらず猛禽類が鉄塔にとまっている様子や、営巣地が既設の鉄塔から比較的近い距離にある等、猛禽類が送電施設と共存している様子が確認されていますとさせていただきます。なお、こちらにつきましては貴重な動植物の生息地点などの情報が含まれる準備書別冊の審議の際に、詳細な資料を用意しておりますので、後程詳しく説明させていただきたいと思っております。

#### <前回委員会での委員の意見に対する事業者の見解>

前回の委員会で、各委員から頂いた御意見について、当社の回答を申し上げたものです。その中で回答を保留にしていたものについて、見解を精査してまいりましたので説明させていただきます。1つ目の御意見です。準備書34頁にある地質図の凡例に久須見花崗閃緑岩と書かれていますが、対象事業実施区域は、花崗閃緑岩が岩体周辺部で漸移した花崗閃緑斑岩が分布しています。花崗閃緑岩と花崗閃緑斑岩では、成分、岩質などは大きくは変わらないですが、観察すると大きな違いがありますので、確認をお願いしますという御意見です。こちらは、委員の追加意見に対する事業者の見解と同じ回答になります。2つ目の御意見です。委員の意見に対する事業者の見解に花崗岩という言葉が使われていますが、使わないようにしてください。花崗岩ですと、土質や災害に関してもまったく変わってしまい、雨が降った時の崩れ具合なども変わってきますという御意見です。こちらも、委員の追加意見に対する事業者の見解と重複するため、説明を割愛させていただきます。3つ目の御意見です。現地視察に行きました湿地は大変いい場所で、確かに準備書でも非常に貴重なものが記載されておりました。小さな湿地ですが、あの辺りでは一級の小さな湿地として、東海丘陵要素植物群も他では見られないものも入っている大変貴重な場所で、影響がないようにしていただきたいと思っております。一番心配していますのは、工事用車両の往来などによって外からいろいろなものが持ち込まれるという問題です。現地視察で行った湿地にすでにセイタカアワダチソウが生えていたり、近くの林道にはその他の外来植物が多々生えていたりという状況です。このような状況の中で、よほど気を付けて、車両及び人により外来植物が運びこまれないようにしていかないと、やがては外来植物が繁茂して、乾燥化するということが考えられますので、しっかりと対応していただきたいという御意見です。見解としまして、外来種の持ち込みに対する保全対策については、以下のとおりとし、評価書に反映させていただきます。工事用車両については、工事箇所立入前に車両のタイヤ洗浄装置、例：スパッツなど、によるタイヤ洗浄を行う。搬入路の造成は、切盛土が同量になるように調整し、また基礎掘削部の埋め戻しには掘削土を用いることで外部からの土の搬入は行わない。この2点に加えまして、基礎掘削土を工事敷地に仮置きする場合は、ビニールシートで養生をするなど、土砂濁水の流出防止対策を行いますとさせていただきます。

#### <質疑応答>

**【委員長】**

それでは質疑応答に入ります。事業者から意見に対する見解等について説明いただきましたが、御意見や御質問がありましたら発言をお願いします。なお、貴重な動植物の生息地点などの情報が含まれる準備書別冊の内容についての質疑応答は、後程行う予定ですので、準備書別冊以外の質疑応答をお願いします。

**【委員】**

住民等意見及び事業者の見解の No. 13 に、浸蝕と浸食があります。浸蝕と浸食では意味は同じですが、浸は水が作用した場合に使用されますので、正式には侵です。学術用語ですので適切に使用された方がいいと思います。

**【事業者】**

記載を見直させていただきます。

**【委員長】**

住民等意見及び事業者の見解の No. 15 についてですが、本案件については、予測の段階で不測の事態ということは考えられないので事後調査を行う必要はないという御見解でしょうか。

**【事業者】**

不測の事態が考えられないというより、予測に対する不確実性がないということで、事後調査を行わないとしております。ただし、条例にも定められておりますとおり、今後工事を実施していく中で、予測しえなかった事象等が発見された場合については、再度行政と協議しながら保全対策を策定する等の取組を進めていきたいと考えております。

**【委員】**

不確実性が考えられないとしても、不測の事態に留意しながら工事を進めていくという解釈でよろしいでしょうか。不測の事態が発見された場合というと結果だけの話であり、工事中に留意するという話とは少し意味合いが違ってきますが、不測の事態に留意しながら工事を行うということで良いでしょうか。

**【事業者】**

今後、新しい事象等により状況が変わってくる可能性がありますので、保全対策をしっかり行い、別の問題や新たに出てくる問題について見ていきながら工事を進めていきたいと考えております。

**【委員長】**

次に準備書別冊に係る審議に入ります。準備書別冊については、貴重な動植物の生息地点などの情報が含まれることから、運営要領第9条第3号の規定に従い、これ以降の審議を非公開で実施いたします。

**【委員】**

猛禽類1種の飛翔の形跡からは、関係地域に営巣地があるように見えます。事業者の見解として、営巣地は確認されておらず、餌を外に運ぶ様子を確認しているということですが、関係地域の外に営巣地があると、いろいろなところからの飛翔がその営巣地に集中してくるはずですが、外が分散していて、関係地域の中が集中しているというのは、営巣地が関係地域にあるということだと思います。このことについては、もう一度よく確認していただきたいと思います。先

ほどの委員の意見に対する見解に、繁殖等に関する新たな情報があれば適切に対応するとありますが、新たな情報というのは他の業者からの情報であり、事業者の情報ではないと思いますので、事業者として再度確認していただきたいと思います。

**【事業者】**

2期にわたり調査を行ったところ、ご指摘のあった通り、餌を外に運んでいたことから関係地域の外に営巣地があるのではないかという結果が得られております。参考までに、当社の調査だけではなく、近隣で事業を行っている他の事業者の調査においても、当社調査結果と同様に繁殖はしていないという結果になっていることを聞き取りで確認しています。

**【委員】**

500 k V、154 k V、77 k Vの既存の送電線は、いつごろ建設されたのでしょうか。

**【事業者】**

すべては持ち合わせていませんが、500 k V送電線は、平成10年度頃に建てられていて、お示した鉄塔は、すべて当社のもではなく、他社の送電線もありますが、古いものは戦前か昭和の初期頃だと思われま

**【委員】**

かなり古いもののようなので、猛禽類を含めた動物が、既存の送電線を環境の一部として認識しているのか推測をしたく質問をしました。全般的な印象ですが、大型の猛禽類は鉄塔を気にすることがない傾向があるのと、小型の猛禽類は比較的避けている印象を受けます。すべての猛禽類が既設の送電線と共存していると認識をしてしまうのは危険かと思

**【委員】**

猛禽類1種が集中して飛翔している理由は何でしょうか。このあたりに集中して餌があり、それを取りに来て関係地域の外へ持って行っているということでしょうか。

**【事業関係者】**

餌がこの地域に多いか少ないかということについては分かっておりませんが、一度飛び始めると長い間、同じ場所をうろろと飛んでいることがあります。また、比較的大きく、ゆったりと飛ぶ関係でどうしても一回の出現で軌跡が濃くなってしま

**【委員】**

これだけの飛翔が確認されていることが気になりますので、再度確認、調査していただければと思います。

**【事業者】**

有識者と協議していきたいと思

**【委員】**

工事工程ですが、組立工事が平成35年度上期とされており、猛禽類の育雛シーズンに当たる時期ですので、この辺りの影響については、議論されているのでしょうか。

**【事業者】**

調査段階から当社、調査会社、有識者で協議をしながら、予測、評価や評価の結果から保全対策を有識者にご指導いただきながら準備書として取りまとめました。

**【委員】**

繁殖が確認されている種がありますので、準備書にあるとおり注意して建設していただければと思います。

**【事業者】**

しっかりと工事関係者に周知して保全対策を必ず行うような体制をとっていきたいと思います。

**【委員】**

事業実施区域に貴重種が少ないためまだ安心してはいますが、工事関係者等にも貴重種について教育し、もし人が代わっても知らないということがないようにしていただきたいです。もう一つ徹底してほしいのは、工事区域以外は、工事関係者が中に入っていくと荒らされますので、極力立ち入らないよう指導をお願いしたいと思います。

**【事業者】**

貴重種を守るために工事区域以外には立ち入らないということ、保全対策を徹底するということ、作業員についても例えば鉄塔の基礎を構築した後、鉄塔を組み立てたり、電線を張る作業で作業員が入れ替わったりすることがありますので、各作業の乗り込みの段階で再度作業員に周知できるように教育の場を設けたりする等、確実に保全対策が周知徹底できるような体制を整えていきたいと思います。

**【委員】**

工事関係者に教えてくれということもありますので、対策をよろしくお願いします。

**【事業者】**

アセス図書の情報を含めまして情報の漏えい等がないように工事事業者等の教育等を徹底していきたいと思います。

**【委員長】**

これで、質疑を終了したいと思います。